

第3章 福祉21ビーナスプランと住民参加

1 住民活動への支援

(1) パートナーシップによる福祉のまちづくり

これから地域福祉を推進していくためには、公的な保健福祉サービスが提供されるだけでなく、住民自らが「創り出す」ことが必要になってきます。自分たちの生活のなかで生じる福祉課題は、決して他人事なのではなく、一人ひとりの問題として受け止め、その解決に向けて知恵を出し合い、住民相互で支えあうことができることは何か、行政を始め関係機関が果たすべき役割は何かを明確にしながら、住民と行政のパートナーシップによる福祉のまちづくりを進めていくことが大切です。

しかし、「受け身の福祉」から「創造する福祉」への転換は簡単なことではありません。今回、この福祉21ビーナスプランを策定する際も、たくさん的人が膨大な時間を費やして議論を重ねてきました。けれども、これでもまだ住民参加という視点からは十分なものではないと考えています。もっと大勢の市民と一緒に、いろいろな場面で「これから茅野市の地域福祉について」話し合っていくことが大切です。

こうした手法と過程を繰り返して、これから多くの知恵と時間をかけて、福祉のまちづくりを進めていきます。これからの保健福祉サービスは住民の声を聞きながら実施していくこと、そして住民は積極的に参加していくことを福祉21ビーナスプランの基本にしていきます。

(2) 保健福祉サービスセンターの役割

小地域での住民参加による福祉活動を支援していくためにも、各保健福祉サービスセンターがその拠点になるよう努めます。

具体的には、各保健福祉サービスセンターは

住民活動を支援するための情報提供や活動相談の機能をもちます。「地域福祉推進員（コーディネーター）」は窓口でニーズを受け付けるだけでなく、積極的に地域に出向き、課題を見つけ、必要に応じては地域の皆さんに働きかける役割ももちます。また住民からの要望に応じて、地区公民館や分館活動とも連携を図りながら、地域の実情に即した学習活動や話し合いの機会（地域福祉懇談会などの開催）を進めていきます。

各保健福祉サービスセンターに配置される社会福祉協議会の「ふれあい福祉推進員（ネットワーカー）」は、特に住民相互の支えあい活動や小地域のボランティア活動、福祉のまちづくりにつながっていくような活動の支援にも力を注ぎます。そのなかでもサービスの利用者を家族や近隣から孤立させることなく、温かく見守ることのできる地域づくりを進めていくための「ふれあいのまちづくり推進活動」が求められます。具体的には、必要に応じて住民にもケアマネジメントの会議に参加してもらうことも生じてきます。

(3) ボランティア・市民活動センター

住民参加による福祉のまちづくりを推進していくためには、社会福祉協議会がその推進的な役割を果たすことが期待されます。そのため社会福祉協議会でも「地域福祉活動計画」を策定し、今後その実施に努めています。そのなかではボランティア・市民活動センターの事業を拡充していくことも重点事業として位置付けられています。

ボランティア・市民活動センターでは、住民

参加のまちづくりを進めていく上で欠かせない情報提供を始め、活動の相談、あるいは具体的な参加を促していくための学習の機会の提供や

活動メニューの開発なども進めていくことになっています。

2 福祉教育の推進

今回のプラン策定の中でも、福祉意識を高めていくことの重要性、あるいはボランティアな意識を育んでいくことの必要性が繰り返し指摘されてきました。「福祉サービスを利用することへの抵抗感」、「ボランティアへの誤解や中傷」、「障害への偏見や無理解」、「社会福祉への無関心」など、まだまだ市内に課題は山積しています。

どんなに立派なプランを策定しても、いくらサービスの量や質を高めても、こうした一人ひとりの福祉意識が変化していかなくては、地域のなかで安心して豊かな生活を営むことはできません。本当に心から「住んでてよかった」と思えるには、この福祉意識をお互いに高めあっていくことが不可欠だと言えます。

障害者福祉計画策定の中では、ノーマライゼーションを具現化していくためには今の「市民の無関心」が大きな課題とされ、まず「知ること」から始めることが重要性が指摘されました。そのためには、幼児期から生涯にわたって、いろいろな場面で「福祉にふれる、学ぶ、携わる」機会が大切であり、体系的な福祉教育が必要です。

(1) 仮称：福祉教育推進協議会の設置

地域福祉活動計画では、体系的な福祉教育を推進していくために「仮称：福祉教育推進協議会」の設置を提案しています。

この協議会は、市内で福祉教育を推進していくための計画的な方策と具体的な連携について検討します。ここでいう「福祉教育」とは、単に福祉を知識として学ぶだけでなく、福祉を学ぶことによって「共に生きる力」を育むことを意図しています。2002年度から始まる新学習指導要領における子どもたちの「生き

る力」を育むことはもとより、福祉21ビーナスプランでは、広く住民一人ひとりが「創造する福祉の主人公」となりうる力を形成していくための学習のプロセスを大切にします。

本プランでは、ターミナルケアのあり方についても議論してきました。一人の人間の死生観についても見つめてきたのは、茅野市に「福祉文化」を「そうぞう（創造・想像）」していくことを願ってきたからに他なりません。

こうした願いを込めた茅野市の「福祉教育」を推進していくためには、生涯学習の視点からも、家庭教育はもとより、学校教育、社会教育、保健・医療・福祉の関係者、また、子ども自身や保護者、福祉サービスの利用者なども一堂に会し、相談しあいながら、その具体的な方策を検討していく必要があります。

そこで検討された事項については、保育所・幼稚園、学校、公民館、図書館、福祉施設、ボランティア団体などさまざまな機関が協同して計画的に実践していくことができるようにしていきます。そのためのネットワークや計画もこの協議会が担う役割の一つです。

つまり、この仮称：福祉教育推進協議会は、福祉21ビーナスプランの4つの理念を、一人ひとりの市民に問い合わせながら、共に学んでいく機会を提供していくための推進機関となります。